

令和6年度(令和5年分)市県民税申告日程について【横川地区】

申告会場：横川総合支所 多目的室

※選挙・災害等、やむを得ない事情により、会場が変更になる場合があります。

◎待ち時間・混雑の緩和のため、お住まいの地域ごとに日程を設定しております。

- ・設定日に都合が悪い場合は、申告期間内の都合の良い日時にお越しください。
- ・霧島市役所(本庁舎)では、3月10日(日)を休日申告日として設定しております。

◎来場される前にご確認ください。

- ・農業所得のある方は、別紙の「簡易農業所得収支計算書」をあらかじめ作成してお越しください。
 - ・医療費の控除を受けたい方は、「医療費控除の明細書」をあらかじめ作成してお越しください。
 - ・給与収入のみで98万円以下の方、事業所得・不動産所得等のみで43万円(基礎控除額)以下の方、無収入の方、障害年金等の非課税収入のみの方は、別紙の「市県民税簡易申告書」を使い、郵送、ファックス、メールで申告できます。
- 詳細は裏面のフローチャートをご確認ください。

月	日	曜日	対象地域	
			午前(受付時間 9:00~11:30)	午後(受付時間 1:00~4:00)
	5	月	山ヶ野地区 (高木、十三谷、木浦、茶屋、山ヶ野金山、古城)	
	6	火		
	7	水	安良地区 (北園、紫尾田、正牟田、野坂、横伏敷、柿木、大住、床波、岡村、崎山団地、夢見ヶ丘、上ノタウン、上ノ団地、崎山従業員用住宅)	
	8	木		
	9	金		
	10	土		休日
	11	日		建国記念の日
	12	月	中央地区 (山ノ口、上新町、下新町、希望ヶ丘団地、清水町、仲町、下町、旭町、新町住宅、小山ノ口住宅、清水川団地、ハイツ横川、上新ハイツ、中ノ団地、高圧住宅、丸山前団地)	振替休日
2月	13	火		
	14	水		
	15	木		
	16	金		
	17	土	佐々木地区 (黒葛原、赤水、小原、山住、馬渡、岩穴、前川内、二牟礼、馬渡住宅)	休日
	18	日		
	19	月		
	20	火		
	21	水		
	22	木		

月	日	曜日	対象地域	
			午前(受付時間 9:00~11:30)	午後(受付時間 1:00~4:00)
2月	23	金	天皇誕生日	
	24	土	休日	
	25	日		
	26	月	西地区 (上小脇、下小脇、宮下、川北、上向江、向江、二石田、下深川、上深川、みどり団地)	
	27	火		
	28	水		
	29	木	植村今村地区 (上植村、下植村、向植村、大里、今村住宅、第二・第三今村住宅)	
3月	1	金		
	2	土	休日	
	3	日		
	4	月		
	5	火		
	6	水	植村今村地区 (上植村、下植村、向植村、大里、今村住宅、第二・第三今村住宅)	
	7	木		
	8	金	尾田地区 (上尾田、下尾田、中尾田住宅、下片白住宅、水流ハイツ、警察官舎)	
	9	土	休日	
	10	日	※休日申告 (会場: 霧島市役所(本庁舎) 受付時間: 午後4時まで)	
	11	月	尾田地区 (上尾田、下尾田、中尾田住宅、下片白住宅、水流ハイツ、警察官舎)	
	12	火		
	13	水		
	14	木	全日程で申告に来られなかった方 (所得税の申告期限は3月15日(金)です。)	
	15	金	全日程で申告に来られなかった方 (所得税の申告期限は3月15日(金)です。)	

◎以下の方は加音ホールでの申告になります。

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ①住宅ローン控除の初年度の申告 | ②土地、建物、山林、株式の売却に係る申告 |
| ③先物取引に係る所得の申告 | ④配当所得の申告 |
| ⑤雑損控除の申告 | ⑥青色申告 |
- ※②～④に該当する方で、所得税の納付や還付、繰越控除が発生しない際には、市役所の会場で申告ができる場合があります。

■お問合せ先 横川総合支所 地域振興課 税務グループ 45-5111 (内線6341・6342)

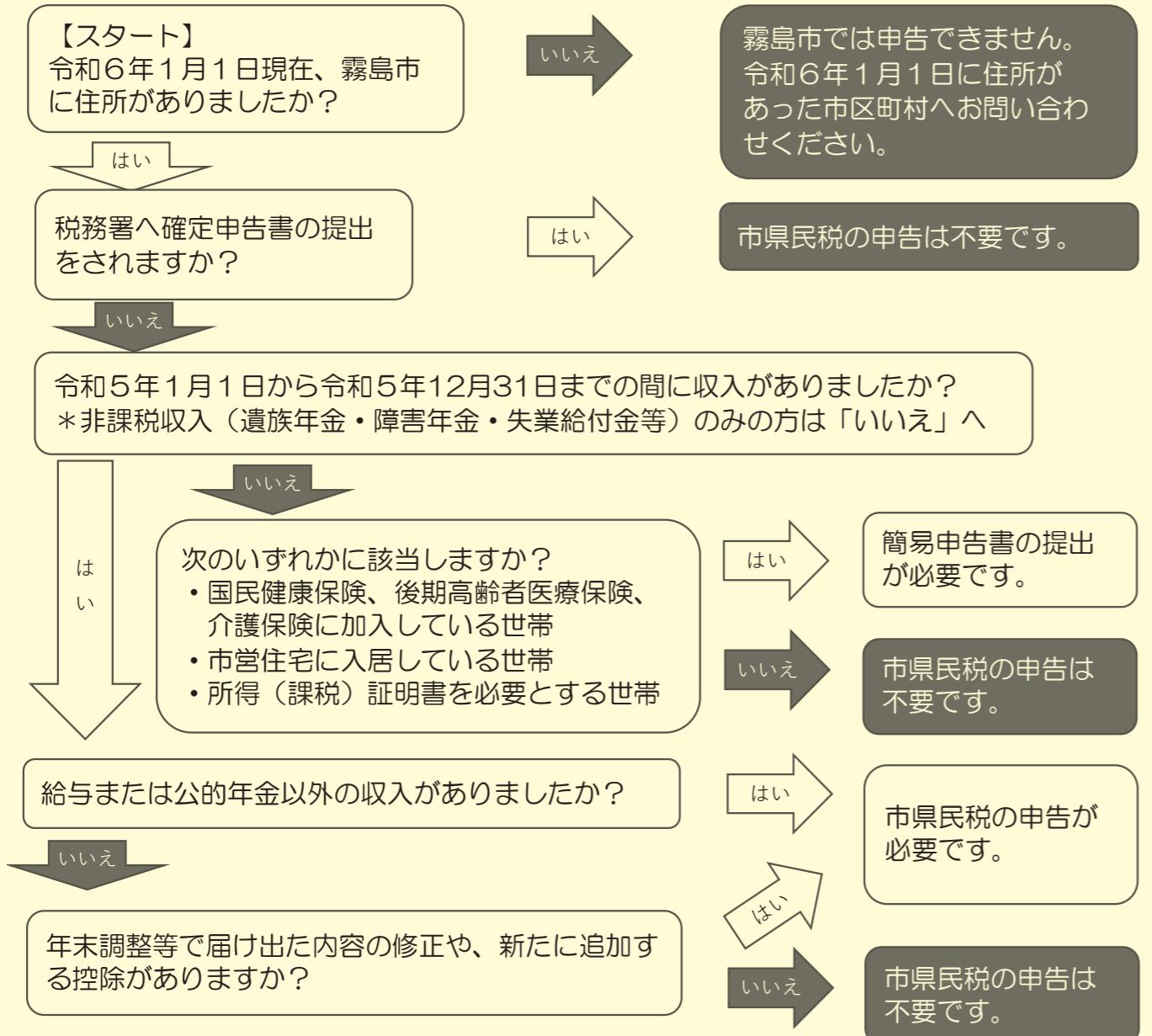
※所得税及び消費税の確定申告に関するご不明な点は、加治木税務署(0995-62-2161)までお問い合わせください。

令和6年度
(令和5年分)

市県民税申告のご案内

■市県民税申告が必要な方

・下のフローチャートに沿って、申告が必要か確認してください。



★申告日程表等の全戸配布の廃止について★

全戸配布をしている「申告日程表」については、ホームページや広報誌にも掲載していることから、今後は班回覧へと変更いたします。それに伴い、「市県民税簡易申告書」、「簡易農業所得収支計算書」、「医療費控除の明細書」についても、今後は全戸配布を廃止いたします。必要な方は、班回覧時にコピーされるか、本庁舎や各総合支所担当窓口での受け取り、霧島市のホームページ内で検索、若しくは下記のQRコード読み先のページから必要な書類をダウンロードしてください。

ダウンロード
ページはこちら →



<簡易申告書の提出先>
〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45-1
霧島市税務課市民税グループ 宛
ファックス：0995-64-0931
メール：shinkoku@city-kirishima.jp

■申告に必要なものについて

①本人確認書類

マイナンバーカード、又はマイナンバー通知カードと運転免許証等の顔写真付きの身分証明書

②収入及び必要経費を証明できる書類・帳簿等

年金収入がある方	公的年金等の源泉徴収票	日本年金機構、企業年金連合会等から送付。
給与収入がある方	給与所得の源泉徴収票	給与支払者が発行。
事業・農業・不動産業を営んでいる方	収支内訳書 や 肉用牛売却証明書(牛農家)	
その他の収入がある方	シルバー人材センターの配分金証明書、個人年金支払証明書、満期保険金の支払明細書等のその収入金額や経費が分かるもの	

③社会保険料控除・生命保険料控除を受けるための資料

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料納付済証明書	当市は1月下旬に収納課から送付。
任意継続保険料納付済証明書	保険証の発行元にお尋ねください。
国民年金控除証明書	日本年金機構から送付。
生命保険料・地震保険料控除証明書等	加入している保険会社から送付。

④障害者控除を受けるための資料

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書等

⑤配偶者(特別)控除、扶養控除を受けるための資料

対象者が収入がある場合は、その収入等が分かるもの(上記②を参考にしてください。)

⑥医療費控除を受けるための資料

医療費控除の明細書(明細書の記載例を参考にして記入してください。)

※紙おむつ(大人用)の購入費用を含める場合、「おむつ使用証明書」が必要です。

⑦寄附金控除(ふるさと納税など)を受けるための資料

寄附した団体などから交付される寄附金の受領証明書等

⑧申告者本人名義の通帳等、還付金の受取口座が分かる資料

申告者本人名義の通帳やキャッシュカード(所得税の還付申告をされる方のみ)

※職員は、領収書等の振り分けや計算は行いませんので、必ず済ませてお越しください。

※申告の内容によっては、上記以外のものが必要になる場合があります。